

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な施行について

計4枚（本紙を除く）

Vol.568

平成28年10月27日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3982、3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 27 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な施行について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）につきましては、事業の実施及び実施に関する猶予期間の終了する平成 29 年 4 月に向けた準備を進めていただいているところですが、社会保障審議会介護保険部会において、介護事業者が「多様なサービス」を担う場合に適切に単価設定が行われていない実態に関して指摘が上がったところです。

つきましては、総合事業の単価設定における留意事項等について、下記のとおりまとめましたので、既に総合事業へ移行している自治体においては、今後の実施状況の点検に役立てていただくとともに、これから総合事業へ移行する自治体においては、移行準備における留意事項としていただき、地域におけるサービス提供に遺憾のないようお願いします。

記

1. 地域支援事業実施要綱等に定める総合事業のサービス単価の設定の在り方（再周知）

（1）従前相当サービスの単価設定

従前相当サービスについては、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等によって提供される専門的サービスであること

等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定める必要があること。

(2) 基準を緩和したサービスの単価設定

指定事業者が、従来より基準を緩和したサービスである訪問型サービスAや通所型サービスAを実施する場合には、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ、ふさわしい単価を定めることが必要であること。

(3) 直接実施の場合の費用等

直接実施、委託及び補助（助成）の場合、直接実施による費用の額、委託実施における委託費、補助（助成）実施における補助額は、それぞれの利用者見込み数で除した額が、介護予防訪問介護等の単価以下の額となるよう設定すること。

ただし、保健・医療の専門職により提供される3～6ヶ月の短期間で行われるサービスについては、この限りではない。

2. 総合事業のサービス単価の設定における留意事項

(1) サービス事業者等との十分な協議等

サービス単価の設定は、サービス事業者の採算に対して影響を与えることから、これまで築き上げてきた地域や事業者との関係性を損ねることのないよう、単価や基準の設定の際には、地域のサービス量への影響について考慮するとともに、根拠に基づく説明によりサービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねること等が大切であること。

また、市町村は、総合事業について、地域において必要と見込まれる事業量の確保に努めること。

(2) 介護専門職以外の担い手の確保の取組等

地域において総合事業を円滑に実施するためには、市町村は、地域のニーズと、ニーズに対するサービスの供給量を踏まえた介護専門職以外の担い手の確保に取り組む必要があること。

なお、介護専門職以外の担い手の確保については、生活支援体制整備事業において、地域支援事業交付金の活用が可能であること。

また、介護専門職としての資格をもつ職員が引き下げられた単価によるサービスを担う場合、サービス事業所の収入減となり、最終的には、介護

専門職の処遇悪化に繋がることも考えられることに留意すること。

3. 単価設定の事例

総合事業の単価設定の事例については、当係で把握している数事例を紹介するので、参考とされたい。

(1) 秋田県小坂町

事業者との調整を経て単価設定を行った上で、事業所の稼働状況を踏まえて改めて単価設定を検討することとして事業を開始した。

(2) 東京都稲城市

地域の実態把握と課題分析を行った上で、総合事業へ移行するためのシミュレーションを重ね、事業者の同意を得て単価を決定した。

(3) 神奈川県小田原市

基準を緩和したサービスについて、基準の緩和度合いを単価に反映させる際に、国の統計資料を活用し、積算根拠の補強を行ったうえで、単価設定を行った。

(4) 神奈川県横浜市

基準を緩和したサービスについて、事業者に対し、生活援助のみを提供する者の時給や無資格者の時給を設定する場合の対応についてアンケートを実施し、この結果を参考に単価設定を行った。

(5) 新潟県上越市

緩和した基準によるサービスの内容について、事業者に対する意見聴取を実施し、採算性の観点における金額を聞き取り、単価設定の参考とした。

(6) 福岡県北九州市

介護保険法に基づくサービスを実施する市内の法人に対して、掃除や洗濯等の介護保険外サービスの実施状況や利用料についてアンケートを実施し、利用料の水準を参考として単価を設定した。

(参考となるウェブページ)

○ 介護予防・日常生活支援総合事業に関する参考資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

○ 総合事業担当者向けセミナー資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138958.html>

○ 地域包括ケアシステム情報支援事業（全国保険者におけるベストプラクティス抽出調査）総合事業への移行 実践事例集

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/besupratyuusyutyousa.html>

厚生労働省老健局振興課

地域包括ケア推進係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986)

FAX : 03-3503-7894